

「地域における災害対処の手引き」地区防災計画作成編

地区防災計画作成の手引き

令和8年7月

生駒市役所危機管理課

【この手引きの目的】

この手引きは、生駒市における自治会や自主防災会等の地域における防災活動の主体が、災害時の対処や平素における活動の内容を、「地区防災計画」として取りまとめる際の手引きとして作成しました。

【この手引きの構成】

この手引きは、先ず作成全般に関する事項を記載し、次いで計画の作成準備から計画完成後の取り扱いまで、概ね一連の流れに沿って記述しています。

【本手引きの使用に当たっての注意】

各地域の自治会・自主防災会では、本手引きを参考にして地域で話し合い、それぞれの地域の状況に合わせた、具体的な「地域防災計画」を作成してください。

作成後は地域で周知共有し、これに基づき平素の備えや災害時の対処をしてください。

「地区防災計画」の作成に当たってはこの手引きの他、「地域における災害対処の手引き 風水害編」、同「地震災害編」、「避難所運営マニュアル」及び別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」も参照してください。

既に地域で災害時の対応や平常時の活動に関する計画やマニュアルなどを整備されている地域についても、これら手引きを参考として、必要に応じて見直し・改善をお願いします。

目 次

第1章「地区防災計画」について.....	4
1.1 「地区防災計画」とは.....	4
1.2 「地区防災計画制度」が作られた背景・「地域防災計画」との関係.....	4
1.3 「計画」等を整備することの重要性・効果.....	4
1.4 全国における地区防災計画の作成状況.....	5
第2章 作成の進め方.....	6
2.1 作成の流れ	6
2.2 地区の特性やリスクに応じた計画の作成.....	6
2.3 地区内の合意の形成.....	6
2.4 市の関係部署との連携・調整.....	6
2.5 段階的な作成・整備.....	7
2.6 既存の地区としての取り決め等の活用.....	7
2.7 地区としての組織的な対処・取り組みと、各世帯が行うべき対処・取り組み....	7
第3章 作成主体・範囲・目的の決定.....	8
3.1 作成の主体	8
3.2 計画の範囲	8
3.3 計画の目的の検討・決定.....	9
第4章 作成準備	10
4.0 作成の準備として実施すべき事項.....	10
4.1 作成に向けた組織の立ち上げ.....	10
4.2 必要な資料の収集.....	11
4.3 地域の特性や災害リスクの検討・把握.....	13
4.4 取り組むべき課題の検討.....	16
第5章 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の検討.....	19
5.0.0 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の構成、地区の課題との関係等.....	19
5.0.1 避難施設の利用計画案の作成について.....	19
第1節 風水害対処計画案の作成.....	19
5.1.1 風水害対処計画案の構成.....	19
5.1.2 避難対象世帯リストの作成.....	20
5.1.3 風水害時の連絡網図の作成.....	21
第2節 地震災害対処計画案の作成.....	21
5.2.0 地震災害対処計画案の構成.....	21
5.2.1 住民の安否確認・被害状況の把握.....	21

5.2.2	救出・救助活動.....	22
5.2.3	避難先施設の確認と避難誘導.....	23
5.2.4	消火活動.....	26
5.2.5	住民の避難状況の確認・避難所の運営支援.....	26
5.2.6	応急給水活動.....	27
5.2.7	防犯防火パトロール.....	27
5.2.8	救援物資の受領・配布等.....	28
第3節	避難施設の利用計画案の作成.....	28
5.3.0	関係する自治会・自主防災会等との協力・調整.....	28
5.3.1	避難施設の利用計画案として記載すべき事項.....	28
5.3.2	指定避難施設の開放・避難者の受け入れ等に必要な事項.....	28
5.3.3	避難所の運営に関する事項.....	30
5.3.4	風水害時の緊急避難場所の開放・避難者の受け入れについて.....	31
第6章	災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の検証.....	32
6.1	骨子案段階での検証の必要性.....	32
6.2	図上演習による検証.....	32
6.3	実地検証.....	33
第7章	計画素案のとりまとめ.....	35
7.0	計画素案の構成例.....	35
7.1	活動目標.....	35
7.2	長期的な活動計画.....	36
7.3	地区防災マップの作製.....	36
7.4	防災活動の体制（班編成）.....	36
7.5	平常時の活動に関する事項の検討.....	36
7.6	復旧・復興期の活動.....	38
7.7	市、消防団、各種団体、ボランティア等との連携.....	38
第8章	生駒市防災会議への提出.....	39
8.1	提出までに実施すべき事項.....	39
8.2	提出時の体裁、添付すべき資料等.....	39
第9章	「地区防災計画」完成後の取り扱い.....	40
9.1	地区内における共有・継承.....	40
9.2	計画内容の周知・実践.....	40
9.3	継続的な見直し・改善.....	40
	【巻末資料1】生駒市公式サイトからの各種資料の入手要領.....	42
	【巻末資料2】国土交通省「街を歩いて防災マップを作ろう!!」.....	44
	【巻末資料3】緊急時給水拠点.....	45

第1章「地区防災計画」について

1.1 「地区防災計画」とは

「地区防災計画」は、自分たちが生活する地区の住民が力を合わせて災害に立ち向かうため、地区の特性や想定される災害に応じて、平時の防災活動や災害時の行動を地区のみんなで“考え”、話し合いながら“つくる”計画です。

地区内の居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事項や、その他の当該地区における防災活動に関する必要な事項を自由に盛り込むことができます。

自分たちの地域の実情に合った、具体的で実際に活用できる、役に立つ計画を作成しましょう。

1.2 「地区防災計画制度」が作られた背景・「地域防災計画」との関係

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなり、これを受けて本市でも、各自治会等で自主防災会が結成されてきました。

その後、東日本大震災においては、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たした一方、自助・共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

このような背景から、平成26年4月に災害対策基本法が改正され「地区防災計画制度」が定められました。この制度では、地区の住民の方々が市町村の防災会議に計画を提案し、市町村の地域防災計画と齟齬がなければ、地域防災計画の中に「地区防災計画」として位置付けられることになっており、これにより市町村が「地域防災計画」に基づき行う活動と、住民の方々が「地区防災活動」に基づき行う活動が連携して、地区の防災力の向上を図ることを目的としています。

1.3 「計画」等を整備することの重要性・効果

各地区の自主防災会等では日頃、防災訓練やその他の様々な取り組みを進められていますが、実際に発生する災害時を想定してどのように対処すべきかを検討し、訓練で実際にやってみて問題なく対処できるか確認し、あれば対処のしかたや平素の準備等を見直して改善して、訓練等での経験・成果を積み上げていくことが重要です。

しかし災害時には適切な対処を、地区の関係者で十分に話し合って検討する余裕がない状況が多く発生します。予め検討して様々な内容を申し合わせていても、はっきりとした形で取りまとめておかないと、関係者の交代等によりその内容は十分に継承されず、新たな検討の積み上げも進みません。改善し問題を解決したはずの内容が継承されてい

なかったり、単に訓練の都合上で実施した内容が参加者の記憶として残り、災害時に実際にとるべき行動として誤った共通認識が定着していたりしたこともあります。

自治会や自主防災会で検討してきた防災・災害対処に関する様々な申し合わせ内容等を、計画やマニュアルといったはっきりとした形でまとめておき、これを土台として、訓練等を通じて逐次改善しつつ引き継いでいくことで

◎自治会・自主防災会で検討し申し合わせてきた内容が正しく継承されていく。

◎訓練等を通じて明らかになった不具合な点について、改善して積み上げていくことができる。

といった効果が期待できます。

1.4 全国における地区防災計画の作成状況

令和5年8月末現在で、本市を含む全国で各種主体による地区防災計画が220件以上作成されています。またその個々の計画について内閣府がデータベース化しており、内閣府公式サイト「防災情報のページ」の「地区防災計画ライブラリ」

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>

で参照できます。



注：スマートフォン等でQRコードを読み取り使用する場合、端末の設定により、通常のページとはデザインの異なる「スマートフォン版」のページが表示されることがあります。

第2章 作成の進め方

2.1 作成の流れ

作成は、概ね以下の順序で進めていきます。

- ① 作成主体・範囲の決定
- ② 作成準備
- ③ 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の検討
- ④ 対処計画案の検証
- ⑤ 計画素案のとりまとめ
- ⑥ 生駒市防災会議への提出

2.2 地区の特性やリスクに応じた計画の作成

地区防災計画はそれぞれの地区の特性やリスクに応じたものとするのが重要です。多くの住家が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に含まれる地区は、地震への対処とともに風水害の対処について十分に計画しておく必要がありますが、これらが無い地域では、地震災害への対処に重点を置き、風水害に関しては必要最小限の簡素な内容にとどめておくことが適当です。

先進的な他自治会・自主防災会の地区防災計画を参考とすることは結構ですが、特性やリスクの異なる他の地区の計画の内容を自分たちの地区に当てはめても、実効性のある計画にはなり得ません。これにとらわれることなく、自分たちの地区の特性やリスクに即して検討し、計画を作成してください。

2.3 地区内の合意の形成

「地区防災計画」の完成後は、当該地区の皆様はこの計画に基づいて、実際に防災に関する様々な取り組みや、災害発生時における相互支援（共助）を行っていくことになります。

このため先ず地区内で計画作成に向けた気運を高め、地区としての防災計画を作成・整備していくことについて合意形成して作成を開始するとともに、適宜の段階でも作成中の素案について開示して地区内の住民の方々からの質問や意見に回答しつつ計画を取りまとめていくなどの工夫が必要です。

2.4 市の関係部署との連携・調整

「地区防災計画制度」が創設された大きな狙いの一つが、住民の方々が行う「自助・共助」の取り組み・対処と、市や県・国が行う「公助」の取り組み・対処がうまくかみ合い、地域の防災力を高めていくことです。作成される地区防災計画と市の地域防災計画に齟齬があっては、この狙いは達成されません。

このため作成の早期から市の関係部署によく相談し、作成中の素案の内容が市の地域

防災計画に抵触しないよう、地域防災計画に基づく市の取り組みや対処と齟齬を生じないよう、よくすり合わせを行ってください。万一、市の防災会議に提出された計画案に生駒市地域防災計画に抵触する内容が見られた場合、地区防災計画として認められないことがあります。ご注意ください。

内容によって市のさまざまな部署が関係しますが、まずは危機管理課にご相談ください。

2.5 段階的な作成・整備

地区防災計画は、最初から全ての項目を網羅し、細部まで検討された立派なものを作ろうとすると、「中々完成しない」「そもそも作成に踏み出せない」ということになりかねません。まずは「命を守る」活動・行動（具体的には安否確認や避難誘導、救助活動に関する事項）、次いで「守った命を繋ぐ」活動・行動（避難所の運営・運営支援や給水活動等）を優先して計画を作成し、一旦完成させた後で、内容を拡充・充実させていくことが適当です。

2.6 既存の地区としての取り決め等の活用

災害発生時の対処や平素の防災に関する取り組みについて、既に何らかの取り決めがある地区については、それらを活用し取りまとめたものを当座の計画の素案としていただいて構いません。

但し、従来の取り決めが地区の特性やリスクに即した妥当な内容であったか、市の地域防災計画に抵触したり市の取り組みと齟齬をきたしたりしていないか、この機会に点検・確認をお願いします。

2.7 地区としての組織的な対処・取り組みと、各世帯が行うべき対処・取り組み

地区防災計画は、公助とともに自助ともうまくかみ合うことが必要です。

このため地区における共助、即ち自主防災組織等による災害時の組織的な対処や、災害時に備えての組織的な取り組みについて計画するだけでなく、これを成り立たせるために地区内の個々の居住者・世帯に求める行動や備えについても明らかにし、計画に明記することも効果的です。例えば安否確認を表示方式で行うならば、各家庭に所定の表示の実施や平素からの準備等を求めることが必要ですし、避難誘導に関し集合地点や避難経路を計画したのであれば、そこまでの避難経路を各世帯で予め計画し家族に周知・徹底することを求めることも必要でしょう。

各世帯で実施すべき事項と自治会・自主防災会として行う事項を明確に区分して計画し、平素の啓発活動ではこの「各世帯で実施すべき事項」を重視して、地区内居住者に周知徹底を図ってください。

第3章 作成主体・範囲・目的の決定

3.1 作成の主体

災害対策基本法では、「市町村内の一定の地区内の居住者」及び「当該地区に事業所を有する事業者」が地区防災計画を作成することができるとしています。

この手引きでは自治会・自主防災会が地区防災計画を作成する場合を想定していますが、必ずしも単独の自治会・自主防災会で計画を作成する必要はありません。作りやすい範囲の複数の自治会・自主防災会が共同して一つの地区防災計画を作ることも可能です。

但し、あまり多数の自治会・自主防災会で一つの地区防災計画を作ろうとすると、参加する自治会・自主防災会の地区ごとで異なる特性を計画に反映することや、様々な意見を集約して計画を取りまとめることが困難になってきます。

それぞれの自治会・自主防災会単位で作成するか、平素から様々な活動で共同している数個の自治会や避難施設を共有する数個の自治会・自主防災会程度までの連名で作成することがよいでしょう。

なお、指定避難施設の利用に関する事項（指定避難施設の開放・避難者の受け入れ、避難所の運営及び運営支援に関する内容）の部分については別途、当該施設を利用する全ての自治会・自主防災会が共同で検討・作成し共有する、あるいはその内容をそれぞれ持ち帰り、各自治会・自主防災会単位で作成する地区防災計画の素案に組み込むといった要領があります。（当該避難施設を利用する全ての自治会・自主防災会が地区防災計画の作成主体となっている場合を除く。）

それぞれの自治会・自主防災会内だけでなく、関係する自治会・自主防災会とも意見交換して検討しよう。

3.2 計画の範囲

計画の対象となる地区の区域の範囲であり、3.1の作成主体となる自治会・自主防災会の範囲が基準となります。

避難を予定している施設が区域外にある場合、厳密には当該施設やそこまでの避難経路に当たる地域も計画に含まれますが、ここでは「どこからどこまでの区域の居住者等を対象とする計画か」ということをはっきりさせるという意味ですので、作成主体となった自治会・自主防災会の区域の範囲で構いません。

また当該区域内には当然、自治会に加入していない居住者が多数いますが、そういった方々を意図的に選別・除外して共助の活動を行おうとしても無理があります。ですので作成主体となる自治会・自主防災会の範囲が計画の対象となる地区の区域の範囲となります。

なお、地区内に戸建て住宅等とは別に大規模マンションが存在し、両方で共助の活動内容が異なるのであれば、これを分けて作成することも考えられます。その際には両者

で協力できる内容について、よく連携・調整して計画素案を作成することが重要です。そういったマンションには管理組合が組織されていますので、管理組合と話し合ってみましょう。

3.3 計画の目的の検討・決定

地区防災計画の目的は、第1章1.2のとおり、市町村が「地域防災計画」に基づき行う活動と、住民の方々が「地区防災活動」に基づき行う活動が連携して、地区の防災力の向上を図ることですが、地区の防災力の向上には、その基礎となる地域コミュニティを維持・活性化することも重要です。

また、平素の防災に関する様々な取り組みを通して、地域コミュニティの維持・活性化に寄与することも可能です。更には、地区防災計画に基づいて災害時に地区の住居者が協力し人的・物的被害を防ごうとする活動の結果、地域コミュニティの維持や活性化が図られるとも言えます。

地域コミュニティの維持・活性化への寄与までも目的に含めるかどうか、平素の活動の内容に地域コミュニティの維持や活性化を図るための取り組みまで含めるかどうか、予め方針を話し合っておきましょう。

特に災害発生時の対処や平素の防災に関する取り組みについての既存の取り決めがあまり整っておらず、ほぼゼロから地区防災計画を作成することになる場合や、計画作成に充実した組織体制を整えることが困難な場合などでは、第2章2.5「段階的な作成・整備」の観点から、「命を守る」「守った命を繋ぐ」計画とすることを策定の目的とすることが妥当です。

第4章 作成準備

4.0 作成の準備として実施すべき事項

本格的な作成に入る準備としては、主に以下のことを実施します。

- ① 作成組織の立ち上げ
- ② 必要な資料の収集
- ③ 地域の特性・災害リスクと課題の検討・把握

これらの他、地区の災害リスクや取り組むべき課題を認識するイベント等を実施し、地区防災計画作成に向けて地区の機運を醸成することも効果的です。

4.1 作成に向けた組織の立ち上げ

4.1.1 作成委員会（仮称）の結成

まず作成の実務に当たる中核メンバーを決めましょう。

本市の自治会・自主防災会では、役員の任期を1年とするところが多いですが、地区防災計画の策定作業は、役員に選任され、防災についてある程度学び、そこから作成を決定して作業に入るとすると、1年の任期の間に完成まで終えるのはなかなか難しいと思われます。

このため既存の自治会・自主防災会の役員とは別に、複数年にわたって作成の中心となる専任のメンバーを選定し、作成委員会等といったグループを、作成主体となる自治会・自主防災会の下に設置することが適当です。

4.1.2 専門的な知識を有するアドバイザー等の確保

計画作成に当たっては、防災について専門的知識や経験がないと、具体的なイメージがわからず、理解が難しい場合もあります。

このため地区防災計画の作成には、地域の防災士等の防災リーダーにも計画の検討に参加・協力してもらうと、計画作成の推進に効果的です。努めて早い段階から検討に加わってもらいましょう。

防災に関する研究者・有識者に適宜、助言や説明を受けることも効果的です。

4.1.3 市の関係者との連携

市の危機管理課の職員にも早期に連携をとり、防災に関する市の取り組みや災害時の市の対処の考え方等について説明を受けて理解を深めるとともに、適宜検討内容について相談し、検討している計画案が市の地域防災計画に抵触したり、市の取り組みと齟齬を生じたりすることがないようにしていきましょう。

また避難行動要支援者の支援等に関連する福祉政策課や地域包括ケア推進課、地域で活動する様々なNPO等と関係を有する地域コミュニティ推進課などにも、随時相談していきましょう。

4.1.4 多様な参加者の確保

検討には、地区内で活動する多様な主体や個人にも検討に参加してもらうことが重要です。自治会・自主防災会の役員等に限らず、若い世代や子育て世代、女性も検討メンバーに加え、意見を反映できるようにしてください。

地区の民生委員や保健師等に検討に加わってもらうことも効果的です。

地域で活動する様々な NPO やボランティア団体等にも防災に関する問題意識を共有してもらい、検討への参加を通じて、それらの団体と災害時にも協力を得られる関係を構築できれば、自主防災活動の大きな力となります。当初から参加を求めるのは困難かもしれませんが、徐々に参加の幅を広げていきましょう。

特に指定避難施設の使用等（緊急避難場所の開放・避難所の開設、避難者の受け入れ、避難所の運営等）については、当該施設の管理者や市の避難所担当職員等も交えて検討しましょう。

4.2 必要な資料の収集

地区の特性や災害リスクを把握するために、本市がインターネット公式サイトで提供している以下の資料が活用できます。これ以外にも使える資料がないか積極的に収集し、活用しましょう。（公式サイトからの入手については巻末資料も参考にしてください。）

4.2.1 ハザードマップ等

市から各世帯に配布されている「総合防災マップ」の各ページのデータは、本市公式サイト「ハザードマップ」のページ

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000001045.html>

で入手できます。



より詳細な土砂災害警戒区域等と浸水想定区域の拡大図は、本市地図情報閲覧サービス「生駒市地理情報のページ」の「防災情報」のマップ

<https://www2.wagmap.jp/ikoma/PositionSelect?mid=2&nm=%E9%98%B2%E7%81%BD%E6%83%85%E5%A0%B1&ctnm=%E9%98%B2%E7%81%BD%E6%83%85%E5%A0%B1>

から入手できます。



また「生駒市地理情報のページ」からは、市内の詳細な白地図も入手可能です。ご活用ください。（「生駒市地理情報のページ」から入手できる各種データについては、商用利用される場合を除き、自治会・自主防災会で地区ハザードマップの作製などに利用され、印刷・配布されても問題ありません。）

なお、ため池ハザードマップのデータは「生駒市地理情報のページ」からは入手できません。別途、「ため池ハザードマップ」のページ

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000017492.html>



から入手してください。

4.2.2 地震の予想震度分布、建物の倒壊率

生駒市で最も甚大な被害の発生が想定される「生駒断層帯地震」の予想震度分布、およびその際の建物の倒壊率の分布図は、「生駒市耐震改修促進計画」の第2章

https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6280/01_taishinplan_all.pdf

に図表として掲載されています。



4.2.3 人口統計資料

市内町別の人口統計資料（町別の世帯数、総人口、男女別人口、年齢層別人口等）が、本市のオープンデータカタログサイト

<https://odcs.bodik.jp/292095/>

から入手できます。（本市のオープンデータカタログサイトに掲載されている資料については、規約の範囲で自由に二次利用していただくことが可能です。）



4.2.4 避難行動要支援者の所在に関する資料

「避難行動要支援者避難支援事業（避難行動要支援者台帳）」に登録された方については、（ご本人が情報共有に同意されていない場合を除き）各地区の自治会長が地区全体の方の資料を保有されています。登録されている方のお住まいはどこか、その支援担当者はどなたになっているかについて資料（ご本人が情報共有に同意されているもの）の提供を受けましょう。

4.2.5 災害リスクに関するその他の資料

生駒市地域防災計画 <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000005554.html> の本編第3章第3節に、主要な地震災害時に想定される本市全体の被害概要について掲載しています。

また、同資料編に、「1-1-1 生駒市で発生した主な風水害」「1-1 発生した主な地震災害及び南海トラフで発生した主な地震」、「1-2 兆現象」や、生駒断層帯地震及び南海トラフ地震の際にどのような予想されるかを時間経過に沿ってまとめた「1-3-4 想定地震の被災シナリオ」などの資料もあります。



4.3 地域の特性や災害リスクの検討・把握

4.3.1 土砂災害及び浸水等のリスク把握

「4.2.1」で入手したハザードマップ等を基に、土砂災害警戒区域等、浸水想定区域等を把握します。その際、単に地区内にそれらの区域が有るか無いかだけでなく、「どの範囲のお宅が警戒区域にかかっているか」「最大何メートルの浸水が想定されているお宅が何軒あるか」「災害発生時、土砂災害や浸水で、どこからどこまでの道路が通行できなくなる恐れがあるか」「どのため池が決壊すると、どこまでの範囲が危険になるか、どの範囲のお宅が何メートル浸水するか」など、具体的に把握しておきましょう。

これにより、主に風水害に伴う地区内の土砂災害と浸水害のリスクを具体的に把握することができます。

なお、「ため池ハザードマップ」は地震災害時を想定して作成されています。このため豪雨により決壊した際に川沿いの場所等では、季節により浸水高が更に高くなり、0.5m未満の浸水想定区域でも床上以上に浸水したり、ハザードマップより広く浸水したりする場合があることに注意してください。

また風水害時には停電も発生し、マンション等の大規模集合住宅では停電に伴い断水が発生することも留意しておきましょう。

4.3.2 地震災害時の建物倒壊リスク等の把握

「4.2.2 地震の予想震度分布、建物の倒壊率」等を基に、地区において予想される災害震度や建物倒壊のリスクを把握しておきましょう。

また地震による「ため池の決壊」の他、「4.3.1」で把握した土砂災害警戒区域等のうち、「急傾斜地の崩壊」及び「地滑り」は地震でも発生するので注意してください。

なお、「4.2.5 災害リスクに関するその他の資料」も参考として、地震災害時には断水・停電が広範囲に発生する他、発災直後と事後に火災が発生するとともに、電話の不通（発信規制を含む）やインターネットの接続障害等が発生することがあること、特に南海トラフ地震時には、市内における物資の不足等が発生すると予想されることも認識しておきましょう。

4.3.3 その他の地域のリスク等の把握

木造の建物が密集している地区等では、地震で火災が発生すると大きく延焼する可能性があります。

更に木造の建物や古い建物が道路際まで迫って建てられている、特に道路が比較的狭い地区等では、地震時に倒壊した建物の瓦礫で道路が埋まってしまうことが考えられます。これにより消防の活動が妨げられて火災が更に延焼しやすくなるほか、避難を妨げることになる可能性もあります。

なお5 m以下の高さのある法面や宅地擁壁なども、その崩落が道路をふさいだり、建物に損傷を与えたりすることもあります。それらの危険箇所までは市のハザードマップに表現されていないので注意してください。

4.3.4 地区ハザードマップの作製

4.3.3に記載したとおり、行政が提供しているハザードマップが、地域の災害リスクを全て網羅できているわけではありません。「4.3.1」「4.3.2」に記載した、既存の資料からわかる災害リスク以外にも、地区内には災害時に被害を及ぼし拡大させるリスクとなるような要素があるはずです。市のハザードマップを基礎として、地区の住民でいわゆる「防災街歩き」を行い、研究会をするなどして資料からはわからないリスクを確認し、ハザードマップを作成してみましょう。

またこの、地区の一般住民が多数参加してハザードマップを作成するイベントを行うことは、「4.0 作成の準備として実施すべき事項」に記載した「地区防災計画作成に向けて地区の機運を醸成すること」としても効果があるとされています。

蓋のない側溝等のある道路は、夜間・停電時や道路が冠水している状況では嵌りやすく、負傷して歩行困難になったり小さい子供が流されたり、車が脱輪して動けなくなったりする恐れがあります。



蓋のない道路の側溝（他市の例）
夜間・停電時や大雨で道路が冠水した状況等
では、普段は気に留めることのない道路の側
溝が、危険な落とし穴になることも。

道路際まで背の高い建物が建っている場所等では、落下物で負傷するリスクがあります。

また、木造の建物や古い建物、特に2階建て以上の建物が道路際まで迫って建てられている路地は、地震時には倒壊した建物の瓦礫で埋まってしまうことがあります。（広い道路でも揺れの状況等により、電柱が倒壊する等により車両が通れなくなる可能性があるので注意が必要です。）



【神戸市提供】平成7年の兵庫県南部地震における神戸市内の情景
歩道に面したビルからのガラス片などの落下物が路上に散乱しています。



【神戸市提供】平成7年の兵庫県南部地震における神戸市内の情景
道路沿いに立っていた住家が倒壊し、道路を完全に塞いでしまっています。

ポイントは「想像力」です。実際の災害時の状況を、風水害時と地震災害時のそれぞれに分けて想像しながら地区の様子を確認してみてください。

この際、災害時に役に立つ場所や役立つ物のある場所も確認（細部は「7.3 地区防災マップの作製」を参照）し詳細を記録しておく、第7章の「地区防災マップ」を作成するときに役立ちます。

なお、現地の様子を見ただけでは分かりづらい、風水害時によく側溝や水路等の水が溢れ冠水する道路などもあり、避難の妨げになる可能性があります。地区内で同じ場所に長くお住まいの方がご存じの場合もあるので参考にしましょう。

4.3.5 地区の特性の検討

4.3.5.1 地区の災害リスクの特性の検討

「4.3.1」から「4.3.3」で把握した内容を基に、地区の災害リスクの特性を、風水害と・地震災害のそれぞれについて検討しまとめてみましょう。

「風水害時には2箇所ですり流、3箇所急傾斜地の崩壊が発生し、全世帯の約1/3に当たる132世帯が被害を受け、その一帯の道路も通行不能となるリスクがあるが、浸水被害を受けるリスクはない。地震時には最大20～30%の建物が倒壊する可能性があり、80～120世帯の避難が必要で、更に3箇所21世帯が急傾斜地の崩壊により被害を受けるリスクがある。」「風水害時に〇〇～××一帯の48世帯が浸水、特にそのうち12世帯については最大3m以上の浸水が予想され、緊急に垂直避難して

も対応できないリスクがあるとともに、一帯の道路が冠水し避難困難となるリスクもあるが、はっきりとした土砂災害のリスクはない。地震時には最大 10～20%の建物が倒壊する可能性があり、特に△△～××一帯にかけては発生した火災が延焼するリスクや、道路の通行不能箇所が多数発生して避難等が妨げられるリスクがある。」「地震災害時は断水・停電が広く発生して復旧まで数日を要するリスクがあり、特に南海トラフ地震の際は物資の流通がある程度の期間に渡り停滞するリスクもある。(これは市内全地区に共通するリスク)」などといった感じです。

4.3.5.2 地区のその他の特性の検討

更に、「4.2.3」「4.2.4」「4.2.5」の資料なども参考としながら関係者で話し合い、自主防災活動に影響を及ぼす地区のその他の特性についても検討してみましょう。

「地区内の自治会加入率は居住者世帯数の約 65%で、特に〇〇、××、△△といった大規模集合住宅の入居者は自治会に加盟しておらず、連携が難しい。」「防災について関心が低い住民が多く、半数以上の世帯が災害に備えた食料等の備蓄もほとんど行っていない。」「最寄りの指定避難施設は〇〇であるが、最も遠い世帯からは約 1.5km の距離がある。」「南部では最寄りの指定避難施設が〇〇であるが、北部は最寄りの避難施設が××になる。」「日本語に慣れていない外国人が多数居住している。」などといったことです。

自主防災活動にマイナスになる特性ばかりに目が行きがちですが、プラスに働く事項も考えてみましょう。「地区内に災害時救護病院である〇〇病院が位置しているため、特に地震災害時の負傷者等の搬送が容易」「地区内に消防団員が多数居住しており、協力を得やすい。」「地区内の●●(事業者)や◎◎(事業者)は重機材があり、協力が得られれば救助活動での活躍を期待できる。」といったことです。

4.3.5.3 アンケートによる地区の特性の把握

検討の際に懸念された事項について、アンケートを実施して実態を把握するのも効果的です。例えば「最寄りの避難施設はどこだと考えていますか?」「大規模地震が発生した場合、どちらに避難される予定ですか?」「普段の家庭での食糧備蓄はどの程度していますか?」「平日日中に災害が発生した際、自宅にいる方で避難等の対応は可能ですか?」はどの質問で、地区内居住者の意識や認識、平素の備えの状況や、支援の必要な避難行動要支援者がいる世帯の概数等の特性を把握できます。

4.4 取り組むべき課題の検討

「4.3.5」で検討した地区の災害リスクの特性やその他の特性を基に、「地域における災害対処の手引き 風水害編」、同「地震災害編」も参考にしながら、地区の自治会・自主防

災害として取り組むべき課題にどのようなものがあるか検討し、具体的に列挙しましょう。

「短期的な課題（災害時の課題）」と「中長期的に取り組むべき課題」に分けて考えると、検討・整理が容易です。

4.4.1 「短期的な課題（災害時の課題）」の例

「短期的な課題（災害時の課題）」としては、例えば「地震災害時に住家の倒壊が予想される最大約 30 世帯の救助・救護と◎◎病院または××中学までの搬送」「地震時に避難が想定される最大約 120 世帯 260 人の△△中学校までの避難・誘導と避難所運営への支援」「風水害時に土砂災害の被害を受ける恐れのある 34 世帯の確実な避難、特に避難支援が必要な要援護者世帯 8 の避難。」「地震災害時における避難実施後の地区内における防犯・防火」「断水発生時に●●小学校での給水活動が行われる際の、地区内各世帯特に要援護者世帯等への水の運搬」「災害ごみの勝手な投棄や集積時のルール違反の防止」「南海トラフ地震発生時等、地区内在宅避難者への救援物資の配布が行われる際の受領と配布」といった内容が挙げられます。

特に耐震性が高い（「新耐震基準」に適合している）、土砂災害警戒区域にも浸水想定区域にも位置しない大規模集合住宅の自治会については、「地震時の入居者 140 世帯の確実な安否確認と要救助者の救助～〇〇中学または◎◎病院への搬送、停電時の各世帯への給水、エレベーターへの閉じ込めへの対処、火災発生時の初期消火と屋外への緊急避難の伝達・誘導」といった課題が列挙されるかもしれません。

4.4.2 「中長期的に取り組むべき課題」の例

「中長期的に取り組むべき課題」には、例えば「現在自治会・自主防災活動に参加していない▽▽マンション居住者との連携・協力体制作り」「地区住民の備蓄の向上（7 日分を目標）、特に現在 3 日分の備蓄もしていない約 180 世帯の備蓄の促進」「地区内の●●（事業者）や◎◎（事業者）との災害時における協力体制作り」といった課題が列挙されるかもしれません。なお、中長期的な課題についてはあまり具体的ではない課題、例えば「若い世帯・世代の自治会加入率・防災訓練参加率の向上」といった内容が含まれていても問題ありません。

4.4.3 対処案を具体化する課題の選別とその他の課題の取り扱い

これら列挙された地区の自主防災活動上の取り組むべき「短期的な課題（災害時の課題）」「中長期的に取り組むべき課題」それぞれについて、どのように対処するか、どう取り組むかについて具体的に検討し、計画素案を取りまとめていきます。

但し、全ての課題について具体的な対処案を検討し、計画素案にまとめていくのは大変時間と労力を要します。

このため、「2.5 段階的な作成・整備」で記述した通り、まずは「短期的な課題（災

害時の課題)」のうちの「命を守る」活動・行動（具体的には安否確認や避難、救助活動に関する事項）、次いで「守った命を繋ぐ」活動・行動（避難所の運営・運営支援や給水活動等）を優先して検討・具体化していきましょう。

なお、残った課題についても検討を無駄にせず、「今後取り組むべき課題」等として記載し記録にとどめるようにするとよいでしょう。（第7章7.2を参照）

第5章 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の検討

5.0.0 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の構成、地区の課題との関係等

「4.4.3」で選別した「短期的な課題（災害時の課題）」について、具体的にどう対処するかを対処計画案に落とし込みます。

「風水害対処計画案」「地震災害対処計画案」「避難施設の利用計画案」が標準的な構成区分となりますが、課題として列挙できなかった（あるいは優先して検討・具体化せず先送りにするとした）事項については盛り込む必要はありません。

いずれにせよ形式にとらわれず、地区の特性に合った内容とすることが重要です。

5.0.1 避難施設の利用計画案の作成について

「3.1」でも記述したとおり、「避難施設の利用計画案」は、当該避難施設を利用する自治会・自主防災会すべてが地区防災計画の作成主体に参加していないのであれば、作成する計画案そのものには含めず、別途作成していただいても結構です。

第1節 風水害対処計画案の作成

5.1.1 風水害対処計画案の構成

5.1.1.0 標準的な記載事項例

「4.4 取り組むべき課題の検討」で列挙した「短期的な課題（災害時の課題）」のうち風水害時の課題について、具体的にどう対処するかを検討し記述します。

記述に当たっては、「地域における災害対処の手引き（風水害編）」を参考として、天候悪化前、大雨警報発表・台風接近時、「高齢者等避難」発令時、「避難指示」発令時、「緊急安全確保」発生時のそれぞれの段階に区分して、その段階で何をするかを明記するとともに、その内容をより具体的に「誰が、どこで、（誰に対し）何を、どうする」（更にそれを受けた人が、どこで、何を、どうする）という形で具体的に記述してください。「被害が発生またはその兆候があった時」を「避難指示発令時」と別項目として記述するのもよいでしょう。

併せて地区として風水害時に避難を推奨する最寄りの指定避難施設を記載しておくともよいでしょう。（この際地区内の世帯の位置によって最寄りの避難施設が異なる場合、複数の施設を記載することもあり得ます。）更に避難時期を逸した方の緊急安全確保先としての集会所等への収容を計画する場合は、担当者や連絡手段、その際の避難者への対応に関する事項も併せて計画しておくともよいでしょう。

またこれらの別紙として、「避難対象世帯リスト」や「風水害時の連絡網図」も作っておくと効果的です。

5.1.1.1 風水害時について取り組むべき課題がない場合

「4.4 取り組むべき課題の検討」及び「4.4.3 対処案を具体化する課題の選別とその他の課題の取り扱い」の結果、「短期的な課題（災害時の課題）」のうち風水

害時に関するものが特になかった場合は、万が一に備え、「被害が発生またはその兆候があった時」の対処についてのみ計画しておくことが適当です。

5.1.1.2 役員や係等担当者以外が実施すべき事項の記載

自治会・自主防災会の役員や係、災害対応の各担当者だけでなく、それ以外の一般の居住者の方々についても実施すべき事項等を明確化しておく、後で「平素から訓練等を通じて地区内居住者全員に周知し徹底しておくべき事項」「各家庭が実施すべき災害時の対処や平素の備え等」（9.2 参照）を列挙する際に役立ちます。

また避難者の集会所等への収容を計画する場合（5.1.1.0 参照）は、併せて避難時の携行品等も、市が配布している総合防災マップの「非常持ち出し品・備蓄品」のページなどを参考に明らかにしておくといでしょう。

5.1.1.3 ため池決壊時の浸水想定区域について

ため池の決壊時の浸水想定区域については決壊の恐れが生じ、市が避難情報を発令する場合がありますが、風雨が収まってから発令する場合もあるため注意をお願いします。また避難情報の発令・伝達が間に合わずに決壊する可能性も否定できないため、ため池に近い場所の世帯が決壊またはその兆候を察知した場合の緊急の情報伝達・共有・避難等についても検討・計画しておくことが適当です。

5.1.2 避難対象世帯リストの作成

風水害時の対処計画では、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域にお住まいの方に、適切な時期に避難をしていただけるよう促すことが重要です。このためには「4.3.1 土砂災害及び浸水等のリスク把握」で把握した土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域にある世帯等をリスト化しておくことが必要です。

作成に当たっては、「土砂災害想定区域等にある世帯」と「浸水想定区域にある世帯」「ため池決壊時の浸水想定区域にある世帯」を分けて作成すると便利です。該当する世帯がないものは作成の必要はありません。また浸水想定区域については、想定浸水高と住居の階数から、垂直避難では対応できない世帯について注記し特定しておく便利です。

それらの世帯のうち「避難行動要支援者台帳」に登録している世帯はその旨を注記しておきましょう。「避難行動要支援者台帳」に登録していないが要援護者のみの世帯や、時間帯により要援護者のみが残っていることが多い世帯なども、アンケートなどで把握できた範囲で注記しておきましょう。避難の際の支援の要否や、それぞれの世帯に避難の準備と避難の実施を促すタイミングの判断の目安となります。

5.1.3 風水害時の連絡網図の作成

連絡網は平素の連絡網とは別に、「5.1.1」及び「5.1.2」の内容に合わせた連絡網を決めておくことが必要です。避難情報はだれが入手し、避難すべきそれぞれの世帯に避難を促す各担当者に誰が伝えるのか、避難行動要支援者の避難支援員には誰が連絡し状況を把握するのか、被害の発生やその兆候を察知した地区住民は誰に伝え、伝えられた方は誰に共有するのかという、連携に合わせた連絡網図を準備しましょう。

なお連絡手段を電話に限定する必要はありません。可能であればSNSやその他の手段を用いることも検討してください。また万が一の場合に備え、複数の連絡手段を確保しておくことが望ましいです。

第2節 地震災害対処計画の作成

5.2.0 地震災害対処計画案の構成

「5.1.1 風水害対処計画案の構成」と同様に、「4.4 取り組むべき課題の検討」で列举した「短期的な課題（災害時の課題）」のうち地震災害時の課題について、「地域における災害対処の手引き（地震災害編）」や既存の地区の取り決め等を参考として、具体的にどのように対処するかを検討し記述します。

なお、ため池決壊時に浸水による被害が予想される区域については、特に強い揺れがあった場合は速やかに高台に避難する必要があるため、当該区域が有る地区については安否確認や避難誘導について特に工夫が必要です。

住民の安否確認・被害状況の把握、救出・救助活動、避難先施設の確認と避難誘導、消火活動、住民の避難状況の確認・避難所の運営支援、応急給水活動、防犯防火パトロール等と言った事項のうち必要な事項について詳細に検討し、具体的に記述します。

計画する内容が複雑多岐になることもあるため、記述に当たっては努めて図表化する等、理解しやすいよう工夫してください。

またそれぞれの活動を担当する各班等については、状況によりどうするか判断・決定を迫られる場面も想定されるため、それぞれにリーダー等（班長及び副班長等の班長不在時の代行者、代行順序等を含む）も明確にしておくことが必要です。

5.2.1 住民の安否確認・被害状況の把握

安否確認の区域区分、実施方式、実施方式により点呼場所・確認順路・表示の要領、区域ごとの安否確認と被害情報の収集の担当者、実施の条件、被害情報の報告先（取り纏め担当者和その場所）と報告時期、要救助者がいた場合の通報先等について検討し記載します。

「安否確認の区域区分」については、地区の組区分など既に居住者に十分周知されているものを準用する場合を除き、地図に区分けを表記し明確化することが必要です。

「実施の条件」とは、「余震も含め震度〇以上の揺れがあったと認められた場合」というような内容です。

区域ごとの安否確認と被害情報の収集の担当者や被害情報の取り纏め担当者は、当該担当者自身が負傷し実行できない場合も想定されるため、複数名指定しておく、もしくは代行者を定めておく等しておくことが適当です。

「要救助者がいた場合の通報先」は、119 番または 110 番と、併せて救助・救出班（集合場所及び連絡担当者）となります。

なおため池の浸水想定区域となっている区域については、ため池ハザードマップに記載されている一時避難先の高台を点呼場所として、点呼方式で安否確認を行うことが適当です。

併せて安否確認や被害状況の把握に使う様式等を定めておくのもよいでしょう。

5.2.2 救出・救助活動

5.2.2.0 記載すべき事項の例

救出・救助グループの集合場所、各班等の編成、集合の条件、救出者の搬送先・搬送手段・経路、その他役割分担等について計画します。これらのうち、各班の編成や車両搬送を計画する場合の担当者、連絡担当者等の役割分担等は表形式でまとめ、各班の集合地点、搬送先や搬送予定経路等は地図に表しておくとう便利です。

5.2.2.1 集合場所

集合場所は 1 箇所でも複数箇所でも構いませんが、夜間でもなるべく分かり易く、地震時に安全な屋外の場所を選定してください。複数箇所の場合はどの集合場所にどの班が集合するか、地図等を用いて明らかにしておきましょう。

5.2.2.2 各班等の編成

各班等の編成については、「〇班は誰と誰と誰」だけでなく、それぞれの人が携行すべき機材（何を、どこから持ってくるか）なども計画しておく必要があります。また集合地点に残す連絡担当者も定めておく必要があります。また当然ですが、力仕事ができそうな方を優先的に、なるべく多く確保することが適当です。

5.2.2.3 集合条件

集合条件は「余震も含め震度〇以上の揺れがあったと認められた場合、安否確認を家族に任せるなどして速やかに集合する」などといった内容です。

5.2.2.4 搬送先・搬送手段・経路

搬送先は救護所が設置される最寄りの中学校及び最寄りの救護病院（生駒市立病

院、近畿大学奈良病院、阪奈中央病院、白庭病院、倉病院のうち何れか）を記載してください。

搬送手段は通常、建物等の倒壊や渋滞で、車が通れない箇所が道路の各所で発生することが考えられるため担架が適当ですが、搬送先が遠い場合は車両で搬送することもやむを得ません。担架を当初から各班に携行させるのか（この場合、各班の携行品として、各班の編成に記載しておくことになります。）、必要の都度どこかに取りに行くのか、車両搬送を行う場合は誰がどこから（どこで待機し）どの経路（予備の経路を含む）で搬送するのか計画しておきましょう。

なお、車両搬送を行う場合、計画した搬送経路が通れるかどうか、できれば事前に確認できるようにしておくことが必要です。経路確認を誰が行い、その結果をどう伝えるかについても計画に加えておくことが適当です。

5.2.2.5 その他役割分担等

消防等への救助要請の他、救助者の搬送先の記録や救出した旨の消防等への連絡、現地での救助完了や要救助者が残っていること等の表示を誰が（どのように）行うかといった細かな役割分担も明確にしておきましょう。

これらを各担当者が円滑に連携・協力して実施するにあたっては、トランシーバ一等の連絡手段を準備しておくで大変便利です。

更に地域にある重機材等を保有する事業者の協力が得られる場合、当該事業者に誰が窓口となって協力を依頼するか等も決めておきましょう。

5.2.3 避難先施設の確認と避難誘導

5.2.3.0 記載すべき項目の例等

避難先施設及び必要により地区の避難先の区分、避難誘導の方式、避難経路、避難者の集合地点又は誘導員の配置予定地点、避難誘導班と避難所受け入れ班の編成、誘導の開始または終了に関する事項、要援護者の避難支援に関する事項、残留者の把握及び避難者の最終確認に関する事項等を検討し計画します

なお、ため池決壊時に浸水による被害が予想される地区では、当該区域の住民は付近の高台に各世帯で一次避難するものとし、そこからの二次避難を誘導するものとして計画する等の工夫が必要です。

5.2.3.1 避難先施設と地区の避難先区分

避難先施設は地区の最寄りの指定緊急避難場所や指定避難所が基準となりますが、施設の収容能力や予想される避難者数の状況も踏まえ検討する必要があります。（地震時に予想される避難所毎の避難者数等については、必要により危機管理課にお問い合わせください。）

この施設の収容者数の問題に加え、各世帯の場所によって最寄りの指定避難施設が異なる場合もあるため、地区を複数の施設に分けて避難するよう計画する必要があるかもしれません。その場合、地区内の避難先区分を明確にするとともに、区分のそれぞれについて、避難誘導方式以下の各事項を計画する必要があります。

5.2.3.2 避難経路

「4.3.4」で作成したハザードマップも参考に、地震時に比較的安全で避難が困難になる可能性も比較的少ないと思われる避難経路を選定してください。この際、優先順を付けて複数の避難経路を計画しておき、避難誘導実施前に各経路の状況を確認して、最終的にどの経路で避難誘導を行うか決定するようにしてください。（やむを得ない場合、通行困難な箇所を迂回する形で誘導経路を一部変更することもあり得ます。）

なお、避難先施設が地区外にある場合、地区外の当該施設までの避難経路候補沿いを調査・検討して避難経路案を選定するとともに、併せてハザードマップも拡張しておくことが適当です。

また、ため池決壊時に浸水による被害が予想される地区では、各一次集合地点からの避難経路を計画しておきましょう。

5.2.3.3 避難者の集合地点

避難者の集合地点は引率方式で避難を予定する場合に計画します。広めの公園等、落下物の危険が少ない場所を選定してください。所有者等の了承が得られれば、普段利用の少ない広めの駐車場や空き地などでも問題ありません。

5.2.3.4 誘導員の配置予定地点

誘導員方式で避難誘導を計画する際に設定してください。避難経路の主要な屈曲点・分岐点等、夜間停電時も想定して間違い易そうなところに設定しますが、できれば各地点に複数名ずつ配置することが理想です。

なお、ため池決壊時に浸水による被害が予想される地区については、一次集合地点からの誘導は引率方式とし、途中からを誘導員方式とするといった方法も考えられます。

5.2.3.5 避難誘導班と避難所受け入れ班の編成

避難誘導班は、誘導員方式の場合「誘導員の配置予定地点」の数に応じた人数を充ててください。この際、班員自身の被災や迂回路の設定の必要性も考慮し、ある程度余裕を見込んだ人数とする必要があります。

引率方式ではそこまでの人数は必要としません。予想される避難者の規模に応じ

適宜計画してください。

どちらも誘導員を目立たせるための表示物（腕章やビブス等）、メガホンや誘導灯等の携行品について、どこから持ってくるかも含め計画してください。

避難所受け入れ班については、避難者の受け入れの際に受付を行うだけであれば数名程度でも対応可能ですが、避難者の各区画への誘導や、負傷者や要援護者を搬送した車両の駐車スペースの交通整理を行う場合、その分人数を増やす必要があります。また特に引率方式で誘導をした場合は、同時に大人数の避難者が避難先に到着することになるため、人数をやや多めに計画しておく等の配慮が必要です。

併せて、（警備員が常駐している生涯学習施設を除き）発災が施設の営業時間外であった場合に誰が入口鍵の番号を携行するかも決めておきましょう。

5.2.3.6 誘導の開始または終了に関する事項

引率方式の避難誘導は、避難する住民が全て集合地点に集まり終えてから誘導を開始し、避難先への到着で完了します。これに対して誘導員方式は個々の住民が逐次避難するため、努めて早期に配置について誘導を開始し、避難する住民が全て避難を終えてから誘導を終了して撤収します。

このためこの開始・撤収の条件を明確にするとともに、避難の最終確認に当たる担当者との連携について具体的に、どこで、誰が連絡を受けて誘導を開始するか、あるいは誰が誘導の終了をどうやって各誘導員等に伝達するかといったことも、計画上で明らかにしておく必要があります。

5.2.3.7 避難行動要支援者等の避難支援等に関する事項

地震時の避難には車両を使用しないことが原則で、これは避難行動要支援者の避難支援においても同じですが、避難先までの距離等の関係からやむを得ず車両で避難行動要支援者を輸送することを計画する場合、誰がどこから（どこで待機し）どの経路（予備の経路を含む）で輸送するのか、そこまでの避難支援をどうするのか等を計画しておきましょう。

なお、車両搬送を行う場合は「5.2.2.4」と同様に、経路確認を誰が行い、その結果をどう伝えるかについても計画に加えておくことが適当です。

併せて、各世帯は原則として車両避難を行わない（何らかの事情で車中泊を希望するなど車両が必要であれば、一旦は徒歩で避難施設に避難した後、状況が落ち着くのを待って車両を取りに戻る）旨も明記し、地区居住者に周知しましょう。

5.2.3.8 残留者の把握及び避難の最終確認に関する事項等

避難せず自宅等に留まっている方について、避難できずに逃げ遅れているのか意図的にとどまっているのかの確認を、誰が、どのように行い、避難誘導班等関係者

の誰に、どこで（どんな手段で）伝えるか、あるいは逃げ遅れている人がいた場合の処置等を計画します。

また、避難して不在とする場合の表示など、各世帯で実施すべき事項なども明記しておくことが適当です。



5.2.3.9 ため池決壊時に浸水被害が予想される区域の一次避難場所までの避難誘導

地震時のため池決壊の恐れへの対応は、当該区域の各世帯、住民一人一人が判断して一時避難場所まで避難することが原則ですが、「ため池が崩れるぞ！」などと大声を上げながら、あるいは未だ避難しそうにない人に声をかけながら避難するなどして、区域全体に避難を促す（津波被害が予想されている地域で推奨されている方式で、「率先避難方式」での避難誘導とも言います。）よう計画し、訓練等を通じて当該区域の居住者に周知しておきましょう。

なお、ため池の決壊は大きな揺れの直後に限らず、最初は徐々に漏水して、ある程度時間が経過してから一気に決壊する場合もあるので注意してください。

5.2.4 消火活動

消火ポンプ等の消火機材を保有する自治会・自主防災会については、当該機材を活用して消火活動を実施するための計画として、消火班の編成、集合・待機場所、消防との連携に関する必要事項等を記載しておきましょう。

5.2.5 住民の避難状況の確認・避難所の運営支援

住民の避難状況の確認については、自宅等に残っている世帯と避難している世帯（避難先）について、「5.2.3.8」の結果を受けて誰がどこで取り纏めるのか、避難所運営委員会の避難者名簿の確認は誰が行うのか、所在が分からなくなっている居住者がいた場合、誰が判断して警察や対策本部等に届け出るのか等について計画してください。

こういった作業のため、自治会としての対策本部となる場所と、本部員を決めておくことが適当です。

また避難所に滞在している地区居住者の状況把握については、単に避難者名簿の確認担当者を決めておくだけでなく、避難者から様々な相談を受けることができるようにするための配慮についても、できる限り計画しておきましょう。

指定避難所の住民等に炊き出しを行うのであれば、炊き出し班の人員と集合場所、炊き出しを行う場所、使用する食材の入手、実施を誰が決めるのか等、あらかじめ計画できる範囲で記載しましょう。

実施に当たっては、指定避難所は複数の自治会が避難しているので、避難所運営委員会を交えて関係各自治会と実施時期・場所等を調整する必要があります。

5.2.6 応急給水活動

地区内に緊急時給水拠点（巻末資料参照）がある場合は、応急給水が開始される際に、現場の給水や交通整理、市の給水担当者との連携等を担当する「給水班」の編成を計画しておいてください。

また、自宅等に残っていて応急給水施設まで水を取りに行けない方に対する支援を誰が行うのか等についても、各自治会・自主防災会で計画しておきましょう。

5.2.7 防犯防火パトロール

パトロールの実施区域区分・パトロールの経路、実施時間帯と交代周期、服装や携行品、実施組織、交代時の引継ぎ要領、不審者等があった場合の情報共有等について計画してください。

また、避難し不在となっているお宅を特に注意してパトロールすることが必要であるため、「5.2.5」で把握し取り纏められた内容が各パトロールチームに提供できるような計画できれば効果的です。

巡回の区域区分と順路については、大きな通りや交差点、河川や橋梁等のはっきりとわかる目標物を活用して地区内を区分し、順路をゆっくりと回って1時間程度で回れるような範囲で区分しましょう。この際、地区内の全てのお宅をくまなく一気に巡回することは困難なため、複数の巡回経路パターンを計画し、適宜入れ替えるようにするなど工夫してください。

実施組織としては人員を調整・確保してパトロールチームを編成するとともに、各パトロールチームに対し必要な事前の説明や指示、実施後の状況確認等を行う統括班を誰にするのかを具体的に計画しておき、各パトロールチームについては避難所生活者を含む地区住民が交代で実施するものとして、編成する各チームの人数や携行品、編成するチーム数や人員確保の要領等について計画しておくことがよいでしょう。

地区としての対策本部を設置してあれば、不在者のお宅の位置のパトロールへの提供や、パトロールが不審者に遭遇した場合の地区内への周知・注意喚起等は対策本部を通じて行うことができるため、効果的な活動ができるものと考えられます。

5.2.8 救援物資の受領・配布等

救援物資が避難所生活者以外にも配布される場合に備え、地区での配布場所や受領・配布を実施するための人員・役割分担、使用車両、配布場所と配布区域区分、配布できなかった物資の一時保管場所等その他必要事項を計画しておきます。

また地区で独自に物資を備蓄している場合、その使い方も計画しておきましょう。

第3節 避難施設の利用計画案の作成

5.3.0 関係する自治会・自主防災会等との協力・調整

「3.1」で記述したとおり、指定避難施設の利用に関する事項（指定避難施設の開放・避難者の受け入れ、避難所の運営及び運営支援に関する内容）の部分については、（当該避難施設を利用する全ての自治会・自主防災会が作成している地区防災計画素案の作成主体となっている場合を除き）別途、当該施設を利用する自治会・自主防災会が共同で検討し、その結果を共有する必要があります。

また当該施設の管理者にも、検討に加わってもらうことが必要です。特に各施設には、災害時でも避難者等に立ち入られては困る場所等もあるため、よく調整してください。

更に当該施設の避難所担当職員等も適宜、検討に参加させると認識が共有されて、災害発生時の実際の対応の円滑化に効果があるものと考えられます。

本節では、当該施設を利用する自治会・自主防災会が共同で当該避難施設の利用計画を検討し、内容をそれぞれの自治会・自主防災会単位で作成する地区防災計画の素案に組み込む場合を例として説明します。

5.3.1 避難施設の利用計画案として記載すべき事項

当初の「指定避難施設の開放・避難者の受け入れに必要な事項」と、その後の「避難所の運営に関する事項」に区分されます。まずは「指定避難施設の開放・避難者の受け入れに必要な事項」を優先して計画しましょう。

細部の記載については本手引きの他、「避難所運営マニュアル」及び同別冊も参考としてください。

5.3.2 指定避難施設の開放・避難者の受け入れ等に必要な事項

当該施設の（鍵を開ける）入口、避難者の受付位置、避難者を収容する区画、大型のペット等を収容する場所、仮設トイレや授乳室等の設置場所、非常用発電機や冷風機・照明器具等の配置、ごみの集積場所、駐車スペースの配置等について計画しましょう。中学校については、医師会が開設する救護所の位置も計画しておいてください。

また当初から、救援物資が到着した際の搬入・保管・配布場所、炊き出しを行う場

所や避難所運営委員会の会議スペース等も計画・確保しておきましょう。

これらは当該施設の配置図等を利用して、分かり易く表現しましょう。その際、避難所用の各資器材等の保管場所や鍵ボックスの場所、施設の代表電話の位置、特設公衆電話の設置位置等も記入しておくとし便利です。

また併せて、受け入れ時の役割分担や使用資材等も計画しておきましょう。

5.3.2.1 受付

受付については避難者を案内する区画の振り分けや、避難者名簿の受付、健康状態のチェック、同伴したペットの登録等を行います。避難者の混交を避けるため、各自治会・自主防災毎分けて行うことが適当ですので、それぞれ別々の場所に受付を配置するか、同一場所で受付を行う場合は少なくとも机等を分けて間隔を空けて配置する等の工夫が必要で、混在緩和のため十分なスペースを要します。

また、受け付けた書類の整理作業等のスペースも併設・確保できれば便利 です。

いずれにせよ、施設入り口からなるべく分かり易い場所に配置しましょう。

またこの際、受付で使う机等をどこからいくつ持ってくるのかも計画しておきま しょう。

5.3.2.2 避難者を収容する区画等

大規模地震の際は多数の方が各施設に避難すると想定されます。各施設の想定さ れる最大避難者数を参考として各施設の管理者とよく調整し、事務室・職員室や危 険物の有る理科室等、管理者として立ち入られては困る必要最小限の区画や危険が 予想される区画等を立ち入り禁止区画として明示し、それ以外の区画は全て、避難 者の収容等に利用するものと想定して計画してください。その際、必要により避難 者の人数に合わせて使用する優先順も決めておくとし便利 です。

避難者の収容区画はなるべく地区ごとに分けておくとし便利 です。アリーナやホー ルなど大きな区画も、内部を地区別に区分けすることが適当 です。

但し2階以上ある建物に避難者を収容する場合は、足腰の悪い高齢者や妊婦、障 碍者等の要援護者は（その同伴者も含めて）1階に収容するよう配慮する必要があ るため、階で地区を区分することは避けてください。

また非常用発電機や冷風機・照明器具等は限りがあるため、それらの配置につい て併せて計画しておきま しょう。

ペットを同伴する避難者も多く、特に介助犬や盲導犬等を同伴している避難者は、 これらと離して収容することは困難です。一方、その他の避難者の中には動物に対 するアレルギー等を有する方もおられるので、ペット等同伴の避難者の区画を別途 設けておく必要があります。

5.3.2.3 大型のペット等を収容する場所

ケージ等に入れられておらず動き回るペット、他人に攻撃的なペットや激しく騒ぐなど躰が十分できていないペット等、他の避難者とともに室内に収容することが難しい動物を同伴する避難者も想定されるため、そういった動物を繋いでおく場所も計画しておきましょう。

なおこのことは、一部の避難者のみがペットと別の区画に収容されることになるため、実際の受け入れ時に当該避難者が納得せず、トラブルになることも想定されます。

このためペットを飼っている居住者に対し、ペットと一緒に避難所に避難（同行避難）できるよう、本市公式サイトに関連ページに掲載のパンフレット

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000019/19998/saigaipanf14.pdf>

等も活用して、日頃からのしつけや必要な物資の備蓄などをしておくことを求めるとともに、当該避難施設におけるペットの受け入れ方針やルールについても明確にしておきましょう。



5.3.2.4 駐車スペースの配置等

地震災害時の避難では車両は使用しないことが原則ですが、避難行動要支援者の避難のため施設に車両を乗り入れる方や車両で避難する方がいます。またペットの同行した際のペットの管理の観点や、感染症が蔓延している際の感染防止の観点から、あるいは避難施設内の混雑を嫌って、避難施設に乗り入れた車両内で生活することを選択する方もいます。

このため施設の駐車場だけでなくグラウンドなども駐車スペースとして効果的活用するため、車両の並べ方や誘導・整理についても計画しておきましょう。

この際、救援物資を搬入する車両やごみの収集車両の動線の確保に注意してください。

なお生駒小学校については、グラウンドが来援する消防の集結場所となっています。このため当面の間、車両の乗り入れを極力制限する旨も明示しておいてください。

5.3.3 避難所の運営に関する事項

5.3.3.1 避難所運営委員会の立ち上げ計画

避難所の運営は「避難所運営マニュアル」を参考として、避難所運営委員会が実施していきますが、当初の委員会の人選に手間取ることが予想されます。このため、避難所運営委員会の当初の各係の選出について、「●●係と〇〇係は避難したA自治会員から、△△係と▲▲係はB自治会員から選出する」「各係とも各自治会から1名ずつ選出する。そのうち●●係と〇〇の係長はA自治会から△△係と▲▲係の係

長はB自治会から選出する」といった形で計画しておくといよいでしょう。

これらについては避難所運営委員会の当初の組織図案として作成しておくことが適当です。

5.3.3.2 その他計画しておくことが望ましい事項

「避難所運営マニュアル」は概ね各避難所に共通して使えるような表現・内容となっています。このため避難所の運営に関する「避難所のルール」についても、幾つかの項目が空欄になっていますので、できれば訓練や地域での話し合いを通じてより具体的な内容を検討し、予め計画に盛り込んでおくといよいでしょう。

5.3.4 風水害時の緊急避難場所の開放・避難者の受け入れについて

風水害時には一部の避難施設が緊急避難場所として開放されます。この際の避難者の受け入れは市の職員等が実施しますが、通常避難者数が僅かであるため、体育館のアリーナや大ホール等ではなく、当時の施設の利用状況等にもよりますが、和室や多目的室、会議室といったより過ごしやすい場所から適宜避難者を収容していきます。またこれに伴い、特に各学校では、施設の入り口や受付場所等も地震災害時と大きく異なることになります。

当該避難施設が風水害時の避難施設を兼ねる場合は、これらの地震災害時との相違点について市の担当者等に確認し、入り口や受付位置が変わること等を何らかの形で計画に明記・周知し、風水害時に誤解がないようにしてください。

第6章 災害時の対処計画（地区防災計画の骨子）案の検証

6.1 骨子案段階での検証の必要性

災害時の対処計画は、実際に実行可能なものでなければ意味がありません。実際の災害時でなければわからない部分はどうしても残り、「災害時にはうまくやれなかった」ということは起こりますが、「よくよく考えてみたら、計画段階から矛盾があった」「予め決めておくべき重要な事項が欠落していた」「そもそも計画として成り立っていなかった」ということも起こりがちです。

このような欠陥を抱えたまま計画としないため、骨子案の段階で何らかの検証を行っておくことが重要です。

なお検証を実施する前の段階で、既に「生駒市地域防災計画」や市の取り組み等と齟齬を生じていないか、市の担当者に相談し確認しておきましょう。

6.2 図上演習による検証

6.2.1 図上演習による検証とは

骨子案に計画された各班、各担当者等の行動を、地図を実際の場所に見立ててつつ演じてみて、計画に矛盾や齟齬等の問題点はないか確認していく方法です。

検討の参加者は、「プレーヤー」「コントローラー」「検証チーム」に分かれて検証を実施します。

なお、この「図上演習」は、「災害図上訓練（DIG）」とは全く別のものなので注意してください。

6.2.2 プレーヤー

「プレーヤー」は災害時に対処を行う各担当者の役割を、それぞれ誰が誰の役割を行うか決めて、その役割を演じます。台本はなく、計画骨子案に記載された内容に準拠しつつ、コントローラーから与えられる状況に対応していきます。

その際、「どこの、誰に、どうやって（何を使って）、何をする」「（ある地点に移動する場合）、どの経路で、何を使って移動する」「それらの手段等はどこでどう確保する」といった細部が明らかになるよう演じていくことが重要です。また、それぞれのプレーヤーがその時点で（想定上あるいは地図上の）どこにいるのかに注意して対応してください。これにより検討段階では分からなかった骨子案の矛盾点・問題点が明らかになります。

また各プレーヤーは、「コントローラー」が付与する状況について、他のプレーヤーに与えられた状況は、（当該プレーヤーと訓練の状況上、直ぐ近くにいる場合を除き）当該プレーヤーから何らかの手段で伝達を受けるまで全く知らず、同様に他のプレーヤーの状況も分からない、との前提で行動する必要があるため注意してください。（情報の伝達ができているかいないか、できるかできないかも検証のポイントとなる

ため。)

6.2.3 コントローラー

演習の進行役であり、プレーヤーに様々な状況を付与するとともに、付与した状況に対するプレーヤーの行動の結果を判定し新たな状況として付与していきます。また状況の付与に当たっては、各プレーヤーが見聞きする情報を、本人が直接眼にする情景等として、本人が入手できるメディア情報として、あるいはプレーヤー以外の関係する人物等として付与していきます。このため複数のコントローラーが役割を分担して状況を付与していくことが必要です。

演習の準備として、予め被害状況図と状況付与シナリオ等からなる状況付与計画をしっかりと作成しておく必要があります。

6.2.4 検証チーム

状況付与に対する各プレーヤーの対応状況を観察・記録し、骨子案の矛盾点や問題点、不足事項等をチェックする役割を担います。また演習実施後の検討会の準備と進行も担当します。

検証チームはコントローラーとよく連携して、被害状況図や状況付与シナリオの詳細をよく認識するとともに、検証のため特に必要となる内容を盛り込んでもらうよう調整しておく必要があります。

6.2.5 訓練後の検討

検証チームが把握した骨子案の矛盾点や問題点、不足事項等について、改善・修正していきます。この際、プレーヤーとコントローラーを交えて、状況付与の詳細とプレーヤーの行動記録を確認しながら討議を行うことで、骨子案の矛盾点や問題点、不足事項等をより詳細に明らかにすることができ、改善・修正案の案出の糸口もつかみやすくなります。

6.2.6 専門的な知識を有するアドバイザー等の活用

図上演習の企画・実施、特に情報付与計画の作成の作成等については、知見の有る防災リーダーや有識者等に協力・助言を求めましょう。また適宜、危機管理課の職員にお問い合わせ、ご相談ください。

6.3 実地検証

災害時の対処活動を模して行われる実員での訓練の形式で行う検証です。災害時に対処を行う各担当者や作成委員会（仮称）のメンバーだけでなく、努めてさまざまな地区居住者に被災者や避難者等として幅広く参加を求めるとともに、計画に基づく行動を、

努めて計画に即した場所や物を使ってやってみて、計画が成り立つか検証します。

こちらで検証チームを編成して参加者の行動を観察・記録しつつ、骨子案をチェックしていき、その後に関係者で検討会等を実施して骨子案を改善することが重要です。

第7章 計画素案のとりまとめ

7.0 計画素案の構成例

地区防災計画の標準的な項目の構成例は以下の表の左列のとおりです。右列が本手引きにおける関連項目です。この項目の構成例は、あくまで「イメージ」であるため、あまりとらわれる必要はありません。各地区の特性に応じて、計画として使いやすいよう構成してください。

項目構成例	本手引きの関連項目
1 計画の対象区域の範囲	3.2
2 基本的な考え方	
(1) 基本方針（目的）	3.3
(2) 活動目標	
(3) 長期的な活動計画	
3 地区の特性	
(1) 自然特性（注）	4.3.1、4.3.2、4.3.3、4.3.5.1
(2) 社会特性（注）	4.3.5.2、4.3.5.3
(3) 防災マップ	4.3.4
4 防災活動の内容	
(1) 防災活動の体制（班編成）	5.1.3、5.2.1、5.2.2.2、5.2.2.4、5.2.3.5 5.2.3.7、5.2.3.8、5.2.5、5.2.7、5.3.2.1
(2) 平常時の活動	
(3) 発災直前の活動	5.1.1の一部
(4) 発災時の活動	第5章
(5) 復旧・復興期の活動	5.2.5、5.2.6、5.2.7、5.2.8、5.3.3
(6) 市、消防団、各種団体、ボランティア等との連携	
5 実践と検証	
(1) 防災訓練の実施・検証	9.2
(2) 防災意識の普及・啓発	
(3) 計画の見直し	9.3
注：本手引きではそれぞれ「地区の災害リスク」「地区のその他の特性」と整理	

7.1 活動目標

「基本方針（目的）」は「3.3」のとおり、やや抽象的で漠然としたものとなります。このため、地区住民の防災意識を高める観点から、よりわかりやすい目標を掲げます。スローガンやキャッチフレーズにもなるようなものを検討して下さい。

7.2 長期的な活動計画

「4.4.2 中長期的に取り組むべき課題」で列挙した課題について、どのように対処するか、どう取り組むかについて検討し具体化した内容を記述します。

また、「4.4.3」で「今後取り組むべき課題」等として整理した事項について明記し、今後の検討の予定等を計画して下さい。

7.3 地区防災マップの作製

「4.3.4」で作成した「地区ハザードマップ」をベースとして、第5章で検討・具体化した事項のうち、各世帯に広く周知し共有する必要がある事項のうち、地図上で表現することが出来る事項を記載し作成します。

例えば安否確認時や避難時の集合場所、避難先施設や避難経路、救出・救護班の集合場所、救護所・救護病院、防災資機材の保管場所、その他の災害時に役に立つ場所や役立つ物のある場所、例えばAEDや街頭消火器の設置場所、災害対応自販機のある場所や住民拠点SS（停電に対応したガソリンスタンド）、地震災害時も発信規制の対象にならず緊急通報が繋がりやすい公衆電話のある場所や地域の交番、消防署・消防団屯所なども記載しておきましょう。

作成の詳細については、国土交通省資料「街を歩いて防災マップを作ろう」
<https://www.mlit.go.jp/common/001084520.pdf>
等を参考にして下さい。（巻末資料参照）



7.4 防災活動の体制（班編成）

第5章の関係各項を元に、それぞれの対処に当たる組織構成や役職・班編成を作成します。それぞれの班等について人数と使用する機材等について記載します。また自治会・自主防災会の役員等をもって充てる役職・班についてはその旨を注記し、それ以外の人員についてはどのように指名するか（「自治会の各組1名」とか、「●組と○組から2名ずつ」とか）を記載しておくことが適当です。

なお風水害時と地震災害時は対処が大きく異なり、必要な編成も大きく異なるため、風水害時の活動体制と地震災害時の活動体制は別々にまとめることが適当です。

また地震災害時の編成については特に多数の班が必要で、確保が必要な人数が増大しますが、それぞれの班については必要となる時期が互いに異なっているため、同一人物が別の班の担当者も兼ねることが出来るものがあります。工夫してみましょう。

7.5 平常時の活動に関する事項の検討

7.5.0 平常時の活動として検討すべき事項

「第5章」で検討し具体化した計画案を実際に実効性のあるものとして成り立たせ

るため必要な事項について、どのような取り組みを行うか記述します。防災訓練、活動体制の整備、連絡体制の整備、避難経路や指定避難施設の確認、避難行動要支援者の支援に関する事項、食料等の備蓄、防災に関する技能取得に関する事項や防災に関する普及啓発活動等に関する事項などが挙げられます。

7.5.1 防災訓練

地区防災計画の内容を周知し、自主防災活動を行う各役員・各担当者も含めた地区の居住者一人一人が災害時にそれぞれの立場と状況に応じた適切な対応を行うことが出来るようになるためには、平素、地区で行う防災訓練を、(実際に災害時に行う組織的な対応の予行として)本計画に記載されている災害対応計画に準拠した形で実施し、実践を通じた理解の促進を図ることが必要不可欠です。

また継続的に地区防災計画の見直し・改善を進めるためにも、災害対応計画に準拠する形での訓練を実施し、検証を反復することが重要です。

災害対応計画に記載された事項の全てを一度に訓練で実施することは難しいので、適宜区分し年間で、または複数年で順次実施して行くよう計画して下さい。

7.5.2 活動体制の整備

「7.4」で定めた各班の編成人員について、平素の自治会・自主防災会の役員等を充てるため自動的にその担当者が定まるもの以外について、どのように決めて行くか明らかにします。

また災害に防災倉庫や対策本部として使用する施設、被災者を臨時に収容する施設の整備や保有する資機材と、その定期的な整備・点検等について計画します

保有する資機材はリスト化し、保有数量と配置・保管場所、点検実施時期、担当者等を表形式で記載すると便利です。

7.5.3 連絡体制の整備

連絡網図やその他の通信連絡に関する資料の定期的な更新と点検、SNSの活用や新たな通信手段の導入に関する事項等について必要事項を記載します。

7.5.4 避難経路や指定避難施設の確認

いわゆる「防災街歩き」定期的な実施、市が実施する「避難所現地研修会」への参加や独自に実施する避難所の確認等について記載します。

7.5.5 避難行動要支援者の支援に関する事項

地区内の避難行動要支援者の把握や避難支援要員の確保、それらの情報の共有等に関し必要事項を計画します。

7.5.6 食料等の備蓄

自治会・自主防災会として食料等を備蓄する場合、その備蓄品目や保管場所、数量、更新時期や災害以外での活用による処分等について計画します。これらも表形式でまとめておくことが適当です。

その際には、自治会・自主防災会として備蓄を行う狙い・目的、各世帯で行う備蓄との用途・役割の違いを明確にするとともに、併せて各世帯で備蓄すべき数量等も明記し、備蓄を促すよう留意してください。

併せて各世帯でも、7日分を目安として、水や食料の備蓄を推進するよう計画をお願いします。

7.5.7 防災に関する技能取得に関する事項

自治会・自主防災会員で防災士や救急救命士の会員の確保を図るため、その資格取得を促進する取り組み等を計画する場合に記述します。

7.5.8 防災に関する普及啓発活動等

地区居住者の防災に関する関心や理解、知識の向上を図るため研修会・講演会などのイベントの実施やその他の啓発活動を計画する場合に記述します。地区で行う各種イベントの際に、防災に関する普及啓発も盛り込むなど工夫してみましょう。

7.6 復旧・復興期の活動

表に記載した各項目の他、災害ごみの回収への協力や災害ボランティアの手配等に関する事項、市内他地区への応援についても、その考え方やポイントとなる事項を検討し明らかにしておきましょう。

特に災害ごみの回収については、市からの指示があるまで、各家庭が勝手に集積しないことも明記しておいてください。

7.7 市、消防団、各種団体、ボランティア等との連携

これらの特定の対象との平時及び災害時の連携について、例えば特定の団体と協力関係を結んでいるとか、提携しているとかあれば、これに関する事項を記載します。

第8章 生駒市防災会議への提出

8.1 提出までに実施すべき事項

8.1.1 市関係部局との事前協議

素案の取りまとめが出来た段階で、「生駒市地域防災計画」や市の取り組み等と齟齬を生じていないか、市の関係部局で内容の確認をさせていただきますので、市の危機管理課に一旦ご提出ください。

内容の確認にはある程度日数（時期にもよりますが数週間程度）がかかります。また必要により、記述内容の修正・変更をお願いする場合がありますので、早めに地域防災会議の開催予定時期をご確認いただき、日程的に十分な余裕を持って提出をお願いします。

8.1.2 作成主体における承認手続き

前項が終わったら、作成主体となっている自治会・自主防災会（複数の自治会・自主防災会で構成されている場合はその全て）で、会の規約等に基づいた手続きで、完成した素案を承認する旨の決議を取って下さい。

8.2 提出時の体裁、添付すべき資料等

「地区防災計画素案」の提出にあたっては、表紙に作成主体（「3.1」を参照）と作成主体に応じた計画案名（「〇〇地区防災計画案」等）、作成年月を明記し

○提案を行う方全員の住所・氏名を明記した提案書

○計画素案が作成主体（作成主体を構成する各自治会）の承認を受けたものであることを示す資料

を付けて提出して下さい。

また、提出いただく際に、提案者の方々が提案できる資格を有する者（当該地区の居住者）であることを示す資料（免許証のコピーなど）の提示をいただきますのでご了承ください。

第9章 「地区防災計画」完成後の取り扱い

9.1 地区内における共有・継承

完成した地区防災計画は、作成主体となった各自治会・自主防災会で共有すると共に、確実に保管して下さい。そして役員の交代の際には確実に引き継ぎ継承して行くことをお願いします。

特に計画の文書データや検討資料等が、その後の計画の見直しや改正の際に必要となりますが、地区防災計画として一旦完成し作成委員会が解散すると、散逸したり所在不明となったりすることが考えられます。このため作成委員会の資料をどのように、誰が管理していくのか明確にし、確実に継承されて行くよう注意・工夫してください。

地区防災計画そのものの中で、資料・データの管理等について明記しておくのも良いでしょう。

9.2 計画内容の周知・実践

完成した地区防災計画は分量があり、内容也多岐にわたるため、各家庭にその内容のすべての理解・認識を求めることは難しいと思われます。このため各家庭に対しては、計画の検討で明らかになった各家庭が実施すべき災害時の対処や平素の備え等に関する事項を周知することに力点を置き、その内容を別途作成した防災マップに併記して配布する、あるいは家庭向けの要約版を作成し配布するなど、各家庭への周知の方法を工夫してみてください。

また平素、地区で実施する防災訓練等を、本計画に記載されている災害対処計画や避難施設の利用計画に準拠した形で実施し、関係する役員・各担当者も含めて、実践を通じた周知と理解の促進を図るよう努めて下さい。

9.3 継続的な見直し・改善

9.3.1 計画的な見直し

作成された計画は、時間の経過とともに地区の実情と合わなくなったり、毎年のように改正されて行く地域防災計画との齟齬が生じたりしますので定期的に見直し、必要な改正を行っていく必要があります。このため何年か毎に見直しを行うことも、計画しておくことが適当です。

また「4.4.3」で「今後取り組むべき課題」等として整理した事項について、定期的な見直しに併せて、あるいは個別にどのように対処するか、どのように改善に取り組むかについて検討し、その結果を計画に盛り込んでいくようにしましょう。

9.3.2 臨時の見直し

これらとは別に、訓練や実際の災害時の対応等を本計画に準拠して実施することにより、計画の問題点や改善点が明らかになることがあります。これらの都度、関係者

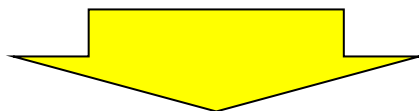
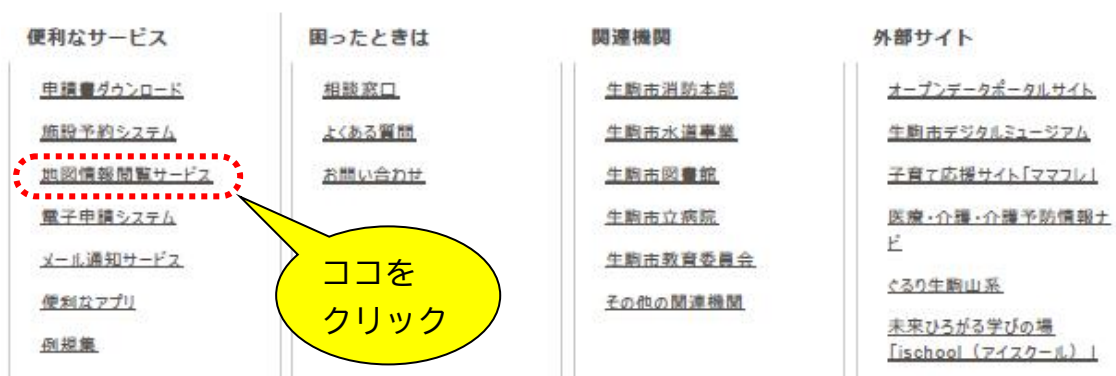
で検討を実施し、必要な事項があれば躊躇することなく改善を図っていきましょう。

9.3.3 見直しの際の手続き

一旦完成した地区防災計画について改正を行う場合は、その都度危機管理課にご相談ください。内容により「8.1.1」に順じて協議させていただきます。

【巻末資料1】生駒市公式サイトからの各種資料の入手要領

生駒市公式サイトトップページの下の方



地図情報閲覧サービス

[生駒市地番参考図閲覧のページ](#) 別ウインドウで開く [2018年9月28日]

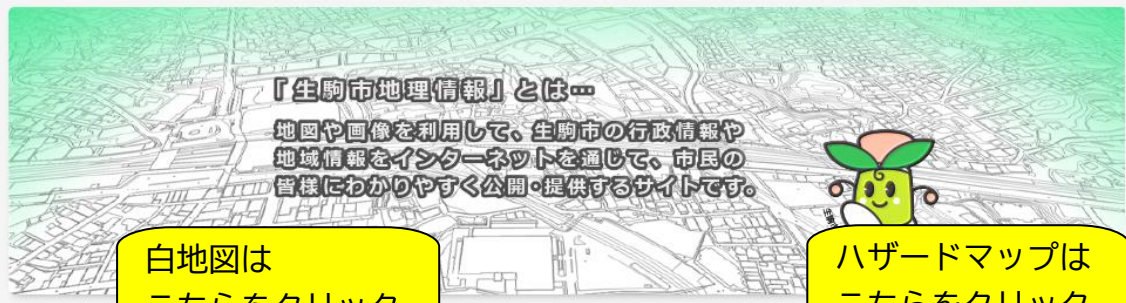
[ハザードマップ](#) [2017年4月15日]

[生駒市地理情報のページ](#) 別ウインドウで開く [2017年4月4日]

[施設マップ（施設検索）](#) [2016年5月27日]

[生駒健康ウォーキングマップ24](#) [2021年2月8日]





白地図は
こちらをクリック

ハザードマップは
こちらをクリック

お知らせ

掲載マップ一覧

ご覧になりたい情報マップの地図検索をクリックすると、検索トップページに遷移します。

白地図

白地図が検索できます。

地図検索

暮らしの情報

公共施設情報が検索できます。

地図検索

防災情報

避難所情報や土砂災害危険区域の情報が検索できます。

地図検索

都市計画情報

都市計画や景観規制等の情報が検索できます。

地図検索

まちづくり情報

市道情報や下水道情報が検索できます。

地図検索

建築情報

建築計画概要書の情報を一部公開しています。

地図検索

生駒市オープンデータカタログサイト

オープンデータカタログ
誰でも自由に二次利用可能な、生駒市のデータを利用できます。

スマートフォンサイトはこちら

統計資料等は
こちらをクリック

生駒市 オープンデータカタログサイト

データセットを検索

437件のデータ・セットから検索可能です

データセット カテゴリー お知らせ サイトについて お問い合わせ オープンデータマップ

人気のカテゴリー

くらしの情報

人口・世帯

住宅・土地・建設

健康・福祉

行財政

司法・安全・環境

企業・家計・経済

運輸・観光

その他

農林水産業

お知らせ

2025.06.02
新オープンデータカタログサイト公開

2025.05.13
「マンガでわかるオープンデータ」

新着データセット 人気のデータセット（先月） 活用事例

統計資料等は
こちらをクリック

まちを歩いて防災マップをつくろう!!



興津小学校生徒が作成した興津防災マップ

地震や火災、洪水などの災害が起こると、普段見慣れているはずのまちの姿が一変し、思いもよらない事態に遭う場合があります。例えば、避難場所がどこかはわかっているのに、そこにたどりつく道がわからなかったりすることもある。

そのためにも、日ごろから自分のまちをよく知ることが重要。まちを歩いて**防災マップ**をつくるのがおすすめです。

「住んでいる地域で災害が起きたら…」ということを意識しながら、地域の状態や危険な場所などを、家族や地域の人たち、学校のお友達などと一緒に歩いて確認し、「自分たちのまち専用の防災マップ」をつくってみましょう!

防災マップの作り方

用意するもの(例)

まちあるきのとき

- まちあるき用地図
- 筆記用具
- カメラ(デジカメなど)
- がばん・クリップボード



マップづくりのとき

- マップづくり用地図
- 色ペン、マジックペン
- 横造紙、下敷き用新聞紙
- マークシール、ふせん紙
- はさみ、のり、セロハンテープ
- プリンター、印刷紙(撮影した写真の印刷用などに)

STEP 1 準備

まちあるきをするエリアやルートの設定、まちあるきのテーマ(点検する項目)、などのルールを決めます。



防災マップづくりの様子

STEP 2 まちあるき

実際にまちを歩き、災害が起きたときに役立ちそうな場所や危険な場所などを確認します(チェックポイント参照)。

まちあるきの際には、車などに注意して事故やけがのないようにしましょうね

STEP 3 マップづくり

発見したことを地図に書き込んでいきます。

STEP 4 発表(意見交換)

マップをもとに、まちあるきで気づいたことを発表しましょう。



マップづくりのポイントは「わかりやすく」!

- ★色別に表記すると見やすくなるよ!(例: 役立つ場所は青色、危険な場所は赤色など)
- ★重要な場所には写真を貼ろう!

チェックポイント 災害時に役立つ場所や危険な場所是要チェック!

◎災害時に役立つ場所

- 公園、神社などの広い空間 など
- 消火栓、消火器、防火水槽がある場所 など
- コンビニ、スーパー、病院 など

×災害時に危険な場所

- 狭い道路、行き止まりの道路 など
- ブロック塀、自動販売機、がけ など
- 坂道、階段、段差、側溝 など

まちあるき防災マップをつくると...

- 見慣れているまちの中で災害のときに危険な場所がわかる
- いざというときにすばやく避難できる
- 一緒に作業することで顔見知りになる人が増えるかも

※防災マップづくりは、必要に応じて、市町村の防災部局、町内会やPTA、消防団、防災に関するNPOやボランティアの方々と一緒に行うことも有効です。

以下のようなサポートをしている市町村もあります

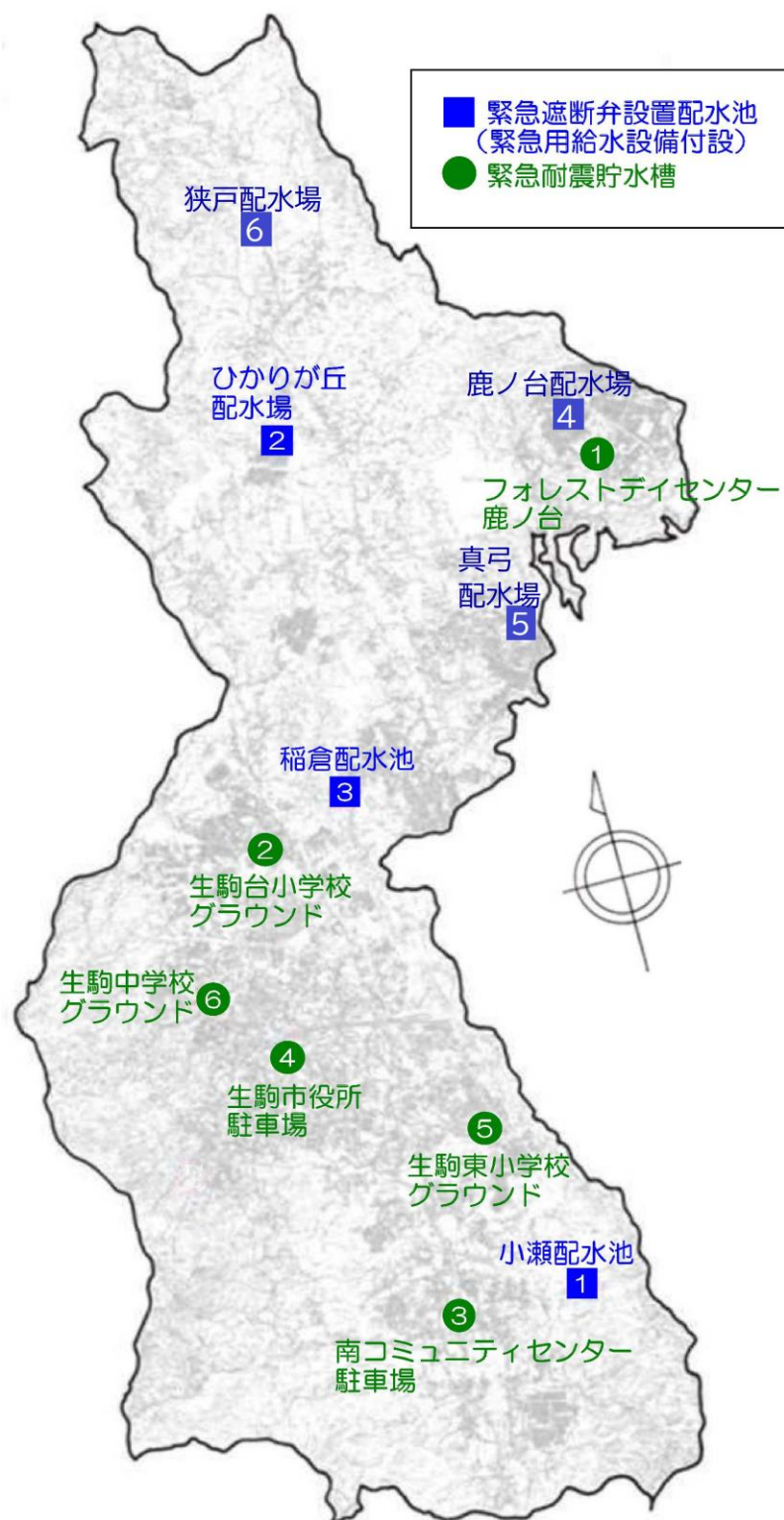
- 地域の地図やハザードマップなどに関する情報提供
- 担当職員や専門家の派遣
- 活動費に対する支援



みんなも防災マップを作ってみてね!

【巻末資料3】緊急時給水拠点

(災害時に応急給水の実施を計画している場所※)



※：本図以外に各指定避難所でも必要により応急給水を実施します。